



令和8年8月千葉豪雨

発行日：令和8年9月2日発行
発行元：千葉市災害対策本部

浸水被害等で住宅が被災された方へ

次の順番で進めましょう

まず始めに



1 被害状況の写真撮影

- ・家の外観、浸水した箇所、家財の被害等を撮影する。
- ・片付けや清掃の前に必ず撮影しましょう。



2 保険会社に被害状況を連絡する



最新情報はこちら



市ホームページ
千葉豪雨支援情報

手続きする



3 罹災証明書をもらう

- ・区役所の窓口またはオンラインで申請する
- ・被害認定調査を受ける
市の職員等が現地調査（自己判定、写真判定を除く）を行い、被害の程度を判定します。
一次調査（外観調査）の後、必要に応じて二次調査（屋内立入調査）を行います。
- ・罹災証明書を受け取る
判定が完了した方から順次郵送します。

・罹災・被災証明書の受付・交付
(各区地域づくり支援課)

中央区 ☎221-2169 花見川区 ☎275-6224
稲毛区 ☎284-6107 若葉区 ☎233-8124
緑区 ☎292-8107 美浜区 ☎270-3124

家を
片付ける



3 片付け・清掃・消毒

- ・家の掃除や片付けを行う
自分では難しい場合は、災害ボランティアセンターに依頼できます。
- ・乾燥、消毒する。
床上の消毒は市に依頼できます。
- ・災害ごみを処分する。
仮置き場に持ち込むか回収を依頼する。



- ・ボランティア派遣
千葉市社会福祉協議会
災害ボランティアセンター ☎209-8820
- ・浸水した家屋等の衛生対策
生活衛生課 ☎245-5214
- ・乾燥用送風機（ダクトファン）の貸出
千葉市災害対策本部 ☎245-4674
- ・災害ごみの仮置き場
廃棄物施設整備課 ☎245-5423
- ・災害ごみの回収
廃棄物対策課 ☎245-5236

支援を
利用する



4 支援制度の確認

- ・被害の程度に応じた支援制度を確認する
- ・申請方法・必要書類などを確認する

- ・災害見舞金
上記 各区地域づくり支援課
- ・被災者生活再建支援金・災害援護資金貸付
地域福祉課 ☎245-5218
- ・住宅の応急修理
住宅政策課 ☎245-5853
- ・賃貸型応急住宅制度
住宅整備課 ☎245-5852

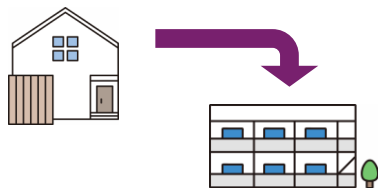
詳しくは、裏面へ！



支援のモデルケース

ケース1

「半壊」の家族（2人以上世帯）で、住家を解体し、賃貸住宅に転居



受けられる支援（例）

- 災害見舞金（給付）
3万円
- 被災者生活再建支援金（給付）
100万円（基礎支援金）
+ **50万円**（加算支援金）
- 災害援護資金（貸付）
最大 **250万円** ※所得制限あり

ケース2

「半壊」の家族（2人以上世帯）で、住宅応急修理を利用して修理



受けられる支援（例）

- 災害見舞金（給付）
3万円
- 住宅応急修理（現物給付）
75.7万円 以内
- 災害援護資金（貸付）
最大 **170万円** ※所得制限あり

ケース3

「準半壊」の世帯で住宅応急修理を行わずに住み続ける



受けられる支援（例）

- 災害見舞金（給付）
3万円（一般世帯）
2万円（準世帯※）
※会社・学校の寮等の場合

被害の程度に応じて利用できる主な支援制度 ※1

		なおす	もらえる（給付）		借りる	
被害程度	制度名	住宅応急修理 （現物給付）	被災者生活再建支援金 単身世帯は3/4の金額		災害見舞金 （ ）内は準世帯 （会社・学校の寮 等）の場合	災害援護資金 貸付 所得制限あり
			基礎支援金	加算支援金 住居の再建方法に より金額が異なります		
全壊 損害割合50%以上		75.7万円 以内	100万円	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円	5万円 （3万円）	最大 350万円
大規模半壊～半壊 +建物解体						
大規模半壊 床上浸水1.8m以上		75.7万円 以内	50万円		3万円 （2万円）	
中規模半壊 床上浸水1.0m以上～ 1.8m未満				上記金額 の半額		
半壊 床上浸水0.1m以上～ 1.0m未満						
準半壊 床上浸水0.1m未満		36.7万円 以内				※ 2
準半壊に至らない （一部損壊） 床下浸水						

※1 各支援制度の給付等の時期は制度により異なります。詳しくは、表面の各担当課にお問い合わせください。

※2 世帯主に療養期間がおおむね1ヶ月以上の負傷がある場合や、家財の損害額がおおむね1/3以上になる場合に借入が可能（最大250万円）

被害程度（原則「半壊」以上）により、「賃貸型応急住宅制度」の対象となる可能性があります。詳しくは、表面の住宅整備課までお問い合わせください。

市政全般に関する総合案内

平日 8:30～18:00（土曜日、祝・休日は17:00まで）※日曜日は定休日

千葉市役所コールセンター ☎043-245-4894

FAX 043-248-4894

※このページの各支援制度に関する詳しい問い合わせ先は、表面の各担当課をご覧ください。